

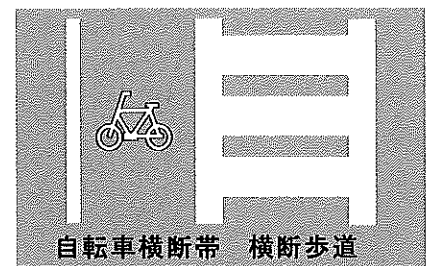
～交通ルールを守ろう！～

自転車三二テスト

群馬県警察本部  
交通部交通企画課

◎ 正しいものには○印を、間違っているものには×印を記入しなさい

- 1 自転車は、交差点を横断する場合、信号に  
したがって自転車横断帯をおおっていれば安全  
なので、ほかの車に特別注意しなくてもよい。



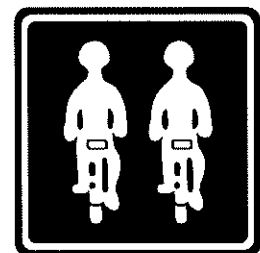
- 2 夜に自転車で走るときは、見えにくいと思うときだけライトをつける。
- 3 自転車に乗る時は、左側からまたがり、ペダルは右足から踏むのがよい。
- 4 自転車で車道を走るときは、左側を通行しなければならない。

- 5 赤い「止まれ」の標識のあるところや、道路に  
「止まれ」と書いてあるところは、車が止まる  
ころであり、自転車は止まらなくてもよい。



- 6 歩道や横断歩道を通行するとき、交通が混雑しているところでは、自転車  
から降りて、押して歩くのがよい。

- 7 標識などで認められている場合を除いて、  
ほかの自転車と横に並んで走ってはいけない。



- 8 狭い道路から広い道路に出るときや、左右がよく見えない交差点等を通行し  
ようとするときは、すぐに止まれる速度で走らなければならない。

9 <sup>じてんしゃ</sup> <sup>ほどう</sup> <sup>はし</sup> <sup>しゃどうがわ</sup> <sup>はし</sup> <sup>ほこうしゃ</sup> <sup>ばあい</sup> <sup>と</sup>  
自転車<sup>じてんしゃ</sup>で歩道<sup>ほどう</sup>を走るときは、車道側<sup>しゃどうがわ</sup>を走<sup>はし</sup>り、歩行者<sup>ほこうしゃ</sup>がいる場合は、すぐ<sup>ばあい</sup>に止<sup>と</sup>ま  
<sup>はや</sup> <sup>じようこう</sup> <sup>はし</sup>  
れる速<sup>はや</sup>さ(徐行<sup>じようこう</sup>)で走<sup>はし</sup>らなければならない。

10 <sup>こうさてん</sup> <sup>つうこう</sup> <sup>さゆう</sup> <sup>あんぜんかくにん</sup> <sup>くるま</sup>  
交差点<sup>こうさてん</sup>を通<sup>つうこう</sup>行<sup>さゆう</sup>するときは、左右<sup>さゆう</sup>の安<sup>あん</sup>全<sup>ぜん</sup>確<sup>かく</sup>認<sup>にん</sup>をしっかりと<sup>くるま</sup>して、ほかの車<sup>くるま</sup>や  
<sup>ほこうしゃ</sup> <sup>ちゆうい</sup> <sup>かぎ</sup> <sup>あんぜん</sup> <sup>そくど</sup> <sup>ほうほう</sup> <sup>しんこう</sup>  
歩行者<sup>ほこうしゃ</sup>に注<sup>ちゆうい</sup>意<sup>い</sup>して、できる限<sup>かぎ</sup>り安<sup>あん</sup>全<sup>ぜん</sup>な速<sup>そくど</sup>度<sup>ど</sup>と方<sup>ほう</sup>法<sup>ほう</sup>で進<sup>しん</sup>行<sup>こう</sup>しなければなら<sup>くるま</sup>ない。

し

# 解 答 用 紙

氏 名	
-----	--

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

解 答

氏 名	
-----	--

1	×
2	×
3	○
4	○
5	×
6	○
7	○
8	○
9	○
10	○

～ 解 説 ～

1 : X

信号にしたがうのはもちろんだが、他の交通に十分に注意して交差点を横断する。

2 : X

最近の自転車は、暗くなると自動でライトがつくものも多く、意識しないことも多いですが、自転車は、夜間はライトを点灯しなければいけません。無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間は必ずライトを点灯しましょう。

3 : O

右側は車が通る車道にあたるので、自転車の右側にまわると車とぶつかる可能性があります。また、バランスを崩して車道に倒れ込んだり、車に足を踏まれたりする危険があるので、左足を地面に付けバランスを取り、右足からペダルを踏んで乗り出しましょう。

4 : O

自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。右側通行は、自転車道を通行する場合も左側を走行しましょう。

5 : X

自転車も「車両」です。道路標識などにより一時停止すべきとされているときは、一時停止しなければなりません。一時停止標識のある場所や、踏切などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

6 : O

歩道や横断歩道は歩行者優先です。歩行者の通行を妨げることのないよう安全な方法で通行しましょう。

7 : O

自転車は、道路標識等により認められている場合を除き、他の自転車と並進してはいけません。自転車が2台以上並んで走ると、幅をとることとなり、他の交通にとって危険であるため、並進は禁止されています。ただし「並進可」の標識がある場所では、2台まで並進できます。

8 : O

自転車は、交差点を通行する場合において、付近に自転車横断帯があるときは、当該自転車横断帯を通行しなければならない。また、信号機がない交差点等において、せまい道路から広い道路等に出るときは、交差道路等を通行する他の車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければいけません。さらに、交差点内を通行するときは、状況に応じて他の車や歩行者に注意してできる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。また、道路標識等がある場合のほか、左右の見通しがきかない交差点等を通行しようとするときは、徐行しなければなりません。

9 : ○

自転車も例外的に歩道を通ることができる場合があります。しかし、歩道上は歩行者優先です。歩道を通るときは、歩道の車道寄りまたは指定された部分をすぐに停止出来る速度で通り、歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止をしなければなりません。

10 : ○

自転車は、交差点を通行する場合において、付近に自転車横断帯があるときは、当該自転車横断帯を通行しなければならない。また、信号機がない交差点等において、せまい道路から広い道路等に出るときは、交差道路等を通行する他の車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければいけません。さらに、交差点内を通行するときは、状況に応じて他の車や歩行者に注意してできる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

また、交差点を通行するとき、横断歩道と自転車横断帯の両方がある場合、どちらを通行するか分かりますか？このような場合は、自転車は自転車横断帯を通行しなければなりません。